

# 奈井江町地球温暖化防止対策実行計画

第1次実行計画  
(平成24年度～平成28年度)

奈井江町役場は、職員一人ひとりが、自覚と責任を持ち  
地球温暖化防止活動に率先して取り組むことで  
地球環境にやさしいオフィスを目指します。

平成24年3月策定  
(平成27年4月改訂)

奈 井 江 町

# 沿 革

平成24年3月（策定）

平成25年8月（改訂）

平成27年4月（改訂）

# 目 次

第1章	基本的事項	1
1	計画の背景	1
2	計画の目的	1
3	計画の基準年度・期間	2
4	計画の対象範囲	2
5	対象とする温室効果ガス	2
第2章	計画の目標	4
1	温室効果ガス排出量の算定方法	4
2	温室効果ガスの排出状況	4
3	温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標	6
第3章	目標達成に向けた取り組み	7
1	省エネルギーに向けた取り組み	7
2	省資源に向けた取り組み	8
3	その他の取り組み	8
第4章	計画の推進	12
1	推進体制	12
2	計画の点検・評価・公表	13
参考資料		
1	温室効果ガス削減に向けたチェックシート	14
2	地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）	18
3	奈井江町地球温暖化対策推進本部設置要綱	19

# 第1章 基本的事項

---

## 1 計画の背景

地球温暖化は、人間の活動により大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス濃度が増加することに伴い、太陽からの日射及び地表面から放出する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸地の減少（水没の危機）、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活に甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

このような中、地球温暖化防止に関する対策として、国際的には、平成9年12月に京都で開催された「地球温暖化防止京都会議」において、温室効果ガスの削減に取り組むことが確認され、京都議定書が採択されました。この中で、我が国については平成20年から平成24年の間に温室効果ガスの総排出量を、平成2年時点と比べ6パーセント削減する目標が定められました。

これらの国際的動きを受けて平成10年10月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、国及び地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにすると共に、国及び地方公共団体の事務・事業に関する実施計画の策定、算定報告公開制度、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。

また、地球温暖化対策に関する具体的な取り組みについては、平成10年6月に地球温暖化対策推進大綱、平成14年3月には新大綱が策定され、その後京都議定書の発効を受けて、平成17年4月に京都議定書目標達成計画が定められました。

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項の規定により、都道府県及び市町村は、当該事務・事業に関する「地方公共団体実行計画」を策定することが義務付けられるとともに、同条第10項の規定により、実行計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないとされました。

本町においても、温室効果ガスの排出抑制のための実行計画を策定し、本町の事務・事業により排出される温室効果ガスの削減に取り組めます。

この実行計画が温室効果ガスの削減という本来的な効果をもたらすと同時に、本町の事務事業に由来するエネルギー使用量、コストの削減につながることも期待されます。

全職員が自覚と責任を持ち、創意工夫を持ってこの実行計画の推進に、積極的に取り組みます。

## 2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき、温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定し、本町の事務・事業の実施においてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### 3 計画の基準年度・期間

本計画では、基準年度を平成 22 年度とし、計画期間は平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### 4 計画の対象範囲

#### 1) 計画の対象となる事務・事業の範囲

本計画における対象は、地方公共団体としての町の事務及び事業であり、その範囲は、地方自治法に定められた行政事務全てを対象とし、庁舎におけるもののみならず、病院、保育所や小中学校などを含みます。

なお、指定管理者制度導入施設については対象範囲外ですが、指定管理者に対して温室効果ガス削減への協力を促します。

また、一部事務組合、広域連合などは複数の自治体で構成されているため、各組合等において計画を策定することとしています。

#### 2) 計画の対象となる施設等

表 1-1 計画の対象となる施設等（平成 27 年機構改革による一部見直し後）

所 管	主な対象施設等
まちづくり課	町営バス、交通安全指導車
まちなみ課	役場庁舎、共用車、公用車、公園、防犯灯、葬斎場、最終処分場、雪処理施設、重機車庫、重機
おもいやり課	中央保育所、子育て支援センター、児童館、生活館、福祉バス、公用車、かおる荘
ふるさと農政課	排水機場、加工実習室、土壌分析室、にわ山センターハウス、公用車
ふるさと商工課	みなクル
健康ふれあい課	町立国保病院（保健センター含む）、健寿苑、やすらぎの家、ひだまり、公用車
教育委員会	小学校、中学校、社会教育センター、文化ホール、青少年会館、陶芸センター、本町公園グラウンド、スクールバス、公用車、給食車

※指定管理者制度導入施設：農業構造改善センター、屋内体育センター、寿公園、道の駅  
米穀貯蔵施設、町民体育館、町民プール

### 5 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定された温室効果ガスは、次の 6 種類の物質ですが、本計画にあたっては、排出される温室効果ガスのうち二酸化炭素を対象とします。

※日本全体で排出された温室効果ガスのうち二酸化炭素の占める割合は約 95%となっています。

表1-2 温室効果ガスの種類

温室効果ガス名称	主な発生源	発生の原因となる主な町の 事務・事業
二酸化炭素 CO <sub>2</sub>	燃料の燃焼や電気の使用	暖房用重油・灯油、自動車用 燃料、電気等の使用
メタン CH <sub>4</sub>	自動車等の走行、下水処理、し尿処理、 浄化槽、廃棄物の埋立等	自動車の走行、最終処分場 での廃棄物埋立、下水の処理
一酸化二窒素 N <sub>2</sub> O	燃料の燃焼、廃棄物の焼却等	自動車用燃料の使用
ハイドロフルオロ カーボン HFC	冷蔵庫・カーエアコンなどの冷媒、エ アゾール	冷蔵庫やカーエアコンから の排出
パーフルオロ カーボン PFC	アルミニウムの生産、半導体の製造	
六フッ化硫黄 SF <sub>6</sub>	変圧器等電気機械器具	

## 第2章 計画の目標

### 1 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量は、燃料や電気等の使用量にガスの排出係数を乗じ、これを合算することにより求めます。

### 2 温室効果ガスの排出状況

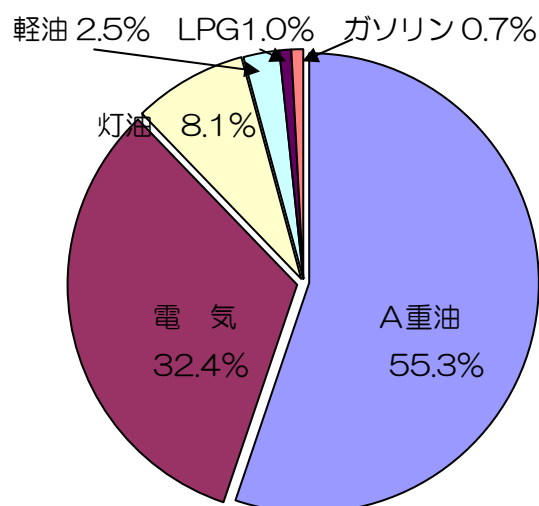
#### 1) 燃料等種別二酸化炭素排出量

基準年度である平成22年度の二酸化炭素排出量を燃料等種別に見ると、A重油が最も多く、全体の55.3%を占め、次いで電気が全体の32.4%であり、A重油と電気の合計で全体の87.7%を占めている。

表2-1 燃料種別二酸化炭素排出量（基準年度：平成22年度）

区分	使用量	二酸化炭素排出量 (単位：t-CO <sub>2</sub> )	割合(%)
A重油	704,272L	1,908.6	55.3
電気	3,174,398Kwh	1,120.6	32.4
灯油	112,651L	280.5	8.1
軽油	33,043L	85.2	2.5
LPG	11,615Kg	34.8	1.0
ガソリン	10,280L	23.9	0.7
合計	—	3,453.6	100.0

図1-1 燃料種別二酸化炭素排出量



## 2) 施設別二酸化炭素排出状況

基準年度である平成22年度の二酸化炭素排出量を施設別に見ると、病院/保健センターが全体の28.2%、やすらぎの家が全体の23.3%であり、A重油、電気使用量共に多い。続いて小中学校11.1%、防犯灯が8.3%となっている。

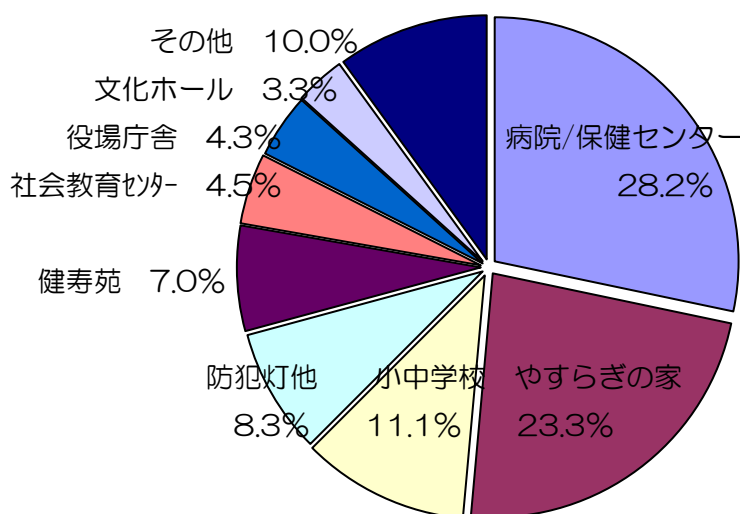
表2-2 主な施設別二酸化炭素排出状況

施設名	主な使用量		二酸化炭素排出量(単位:t-CO <sub>2</sub> )				割合 %
	A重油(L)	電気(kwh)	A重油	電気	その他	合計	
病院/保健センター	263,680	700,156	714.6	247.2	12.9	974.7	28.2
やすらぎの家	222,000	487,746	601.6	172.2	30.2	804.0	23.3
小中学校	25,700	235,383	69.7	83.1	229.7	382.5	11.1
防犯灯他	—	814,996	—	287.7	—	287.7	8.3
健寿苑	73,076	106,764	198.0	37.7	5.9	241.6	7.0
社会教育センター	38,000	141,827	103.0	50.1	2.8	155.9	4.5
役場庁舎	25,476	122,102	69.0	43.1	34.7	146.8	4.3
文化ホール	24,000	141,797	65.1	50.0	0.0	115.1	3.3
ひだまり	32,000	19,610	86.7	6.9	—	93.6	2.7
雪処理施設	—	187,335	—	66.1	—	66.1	1.9
保育所/支援センター	—	133,092	—	47.0	0.2	47.2	1.4
その他	340	83,590	0.9	29.5	108.0	138.4	4.0
合計	704,272	3,174,398	1,908.6	1,120.6	424.4	3,453.6	100.0

※使用量は、A重油、電気のみ記載

※小中学校の「その他」は主に灯油 88,000L (219.1t-co<sub>2</sub>)。

図 1-2 主な施設別二酸化炭素排出状況





### 3 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標

本計画の基準年度である平成 22 年度における本町の事務・事業に伴い排出された二酸化炭素の量は、3,453.6 トンです。

削減目標については、基準年度と比較し5%削減を目標とし、照明の LED 化等、小学校の統合の状況変化を勘案し、その施設分3%を削減目標に含み、目標年度である平成 28 年度における二酸化炭素排出量を、基準年度と比較し8.0パーセント削減することとします。

#### 削減目標

削減量 276 (t-CO<sub>2</sub>)

削減割合 8.0 %

二酸化炭素排出量 (単位：t-CO <sub>2</sub> )	
基準年度 H22 年度	目標年度 H28 年度
3,453.6	3,177.6

## 第3章 目標達成に向けた取組み

---

排出削減目標を達成するため、本町の事務・事業に関する二酸化炭素削減に向け、次のことに取り組みます。

### 1 省エネルギーに向けた取組み

二酸化炭素排出量を削減するため、庁舎等を管理している部署はもとより、全職員が一丸となり省エネルギーに向けた取組みを積極的に行います。

#### 1) 電気使用量の削減

##### 【不必要な照明の消灯等】

- ① 始業前や昼休みの消灯及び時間外勤務時の不必要箇所の消灯を行います。
- ② 勤務時間中であっても、晴天時などは照明の消灯を行います。
- ③ トイレ、ロッカー、給湯室などに利用者がいない場合は消灯します。
- ④ 効果的、計画的な事務処理に努め、時間外勤務の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
- ⑤ 勤務終了後の早期退庁を奨励します。
- ⑥ 各職場の最終退庁者は照明の消灯を確認します。
- ⑦ 不必要な箇所は蛍光灯を間引きし、日中窓際の消灯を行います。
- ⑧ 室内照明や街灯などはLED電球などの省電力照明への更新に努めます。

##### 【OA機器等の省電力】

- ① OA機器等長時間使用しないときは、電源を切るか節電モードにします。
- ② OA機器等について退庁時及び長期不在時などはコンセントからプラグを抜き、待機消費電力を削減します。
- ③ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ④ 電気製品を購入する際には、省エネタイプを購入します。

#### 2) 施設の冷暖房・給湯

- ① 冷暖房については、気温や利用状況に応じ、適切な運転・温度設定を行います。
- ② 外気の導入、換気の奨励など、室内温度の調整を図ります。
- ③ 石油ストーブなどの暖房器具は使用終了時刻の15分前には切ります。
- ④ 夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを推進します。
- ⑤ ガスコンロや給湯器は、低温に設定し、沸かしすぎの防止に努め、長時間使用しないときはガス湯沸器の種火を消します。

#### 3) 公用車燃料の使用量削減

- ① エコドライブの実践として、急発進、急加速、空ふかしをせず、安定走行、定速走行をします。
- ② 車両の適正な整備及び管理を行い、排気ガスの削減に努めます。
- ③ 荷物の積み下ろし、待機時、車から離れるときはアイドリングストップを行います。

- ④ 暖機運転は必要最小限の時間とします。
- ⑤ 不要な荷物を積まないようにし、車の軽量化を図ります。
- ⑥ 走行ルートを事前に確認し、調整が可能な場合は乗り合わせなどに努め、無駄な走行をなくします。
- ⑦ 出張時には、可能な限り公共交通機関の利用に努めます。

## 2 省資源に向けた取り組み

紙使用量の削減や再生紙利用の推進、節水など省資源の取り組みを積極的に行います。

### 1) 用紙類・事務用品

- ① コピー用紙等の用紙については、古紙配合率の高い用紙を購入します。
- ② 会議資料等の簡素化を図ります。
- ③ 送付文章の電子化並びに事務手続きの簡素化に努めます。
- ④ 庁内LAN、電子メール等の活用によりペーパーレス化を推進します。
- ⑤ ミスコピー防止のため、コピー機の使用前・使用後にはリセットボタンを押します。
- ⑥ コピーは安易な複写を避け、両面・縮小コピー、裏面使用コピーなどにより紙使用量の削減を行います。
- ⑦ パソコン作成文章は、印刷する前に画面上でのチェック、印刷プレビューでの確認を行い、印刷ミスをなくします。
- ⑧ 使用済ファイル、使用済み封筒等を再利用します。

### 2) 水道使用量の削減

- ① 毎月の使用量を把握し日常的に節水に努めます。
- ② トイレ用水の水量を適正に調整します。
- ③ 水漏れなどの定期点検を行います。

### 3) 施設の新築又は改築

- ① 施設の改修又は改築をするときは、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設を整備し、適正な管理に努めます。
- ② 施設の新築又は改築をするときは、自然エネルギーの有効利用、環境負荷の少ない設備の使用に努めます。

## 3 その他の取り組み

### 1) 町有林・公園の整備、保全、利用

- ① 豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保及び拡大を図ります。
- ② 都市公園等の緑地の管理・保全を適正に行います。
- ③ 豊かな森林資源の拡大のため、植樹運動を推進します。

### 2) 3Rの推進

① REDUCE（リデュース）：ごみの発生抑制

- ア 使い捨て商品の使用を減らし、詰め替え可能な製品の使用に努めます。
- イ 製品の購入に当たっては、包装の簡略化を依頼し、レジ袋は辞退します。
- ウ 印刷物は必要最低限の部数を作成します。
- エ 紙コップ、ペーパータオル、割り箸など使い捨てのものは極力使用しません。
- オ 部品交換のできる製品、拡張性の高い製品等、長期間使用可能な製品の使用に努めます。

② REUSE（リユース）：再使用

- ア 備品類などが故障した場合、できるだけ修理を行い再利用します。
- イ 不用品が出た場合は、廃棄する前に必要としている職場がないかメールなどにより確認します。
- ウ 公共工事では、廃棄物を再資源化した資材を積極的に使用します。

③ RECYCLE（リサイクル）：再資源化

- ア 紙類、缶類、瓶類、ペットボトル、容器包装プラスチック等の分別を徹底します。
- イ リサイクルしやすい製品、エコマーク商品、再生品の購入に努めます。

3) グリーン購入の推進




- ① 物品の調達にあたっては、購入前に必要性を十分に検討した上で、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、資源採取から廃棄までのすべての製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷の低減が可能かどうかを考慮することとし、環境ラベルの表示等を参考に以下の点に配慮します。

- ア 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- イ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ウ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- エ 長期間の使用ができること。
- オ 再使用が可能なこと。
- カ リサイクルが可能なこと。
- キ 再生された素材や再使用された物品を多く利用していること。
- ク 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

②環境ラベル一例

詳細は環境省 HP 「環境ラベル等データベース」参照。

制度名	運営主体	適用品目等	制度の特色
北海道リサイクル製品 認定制度 	北海道	土木・建築、金属類、 ゴム製品、日用品など	北海道で発生した循環資源を利用し、北海道で製造された一定の基準を満たすリサイクル製品。
エコマーク 	(財)日本環境協会	紙類、文具類、機器類、OA機器、制服、資材などさまざまな品目に適用される。	ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品として認定された商品等に表示されるマーク
グリーンマーク 	(財)古紙再生促進センター	トイレットペーパー、コピー用紙、ノート等の古紙使用	原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマーク。紙のリサイクルの促進を図ることを目的としている。
再生紙使用マーク 	3R 活動推進フォーラム	用紙類、紙製事務用品、印刷物等	古紙パルプ配合率を示すマーク。
国際エネルギースタープログラム 	経済産業省	OA機器に適用される。待機時の消費電力に着目。	パソコン等オフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に基準を満たすマーク。
PCグリーンラベル 	(社)パソコン3R推進協会	パソコン及びディスプレイ	設計・製造からリユース・リサイクルに至るまで環境負荷項目を包括的に考慮している。
省エネラベリング 	経済産業省	家電製品に適用される。 グリーンのマーク: 基準達成 オレンジのマーク: 基準未達成	省エネ法に基づき定められた省エネ基準の達成度を表示するマーク。

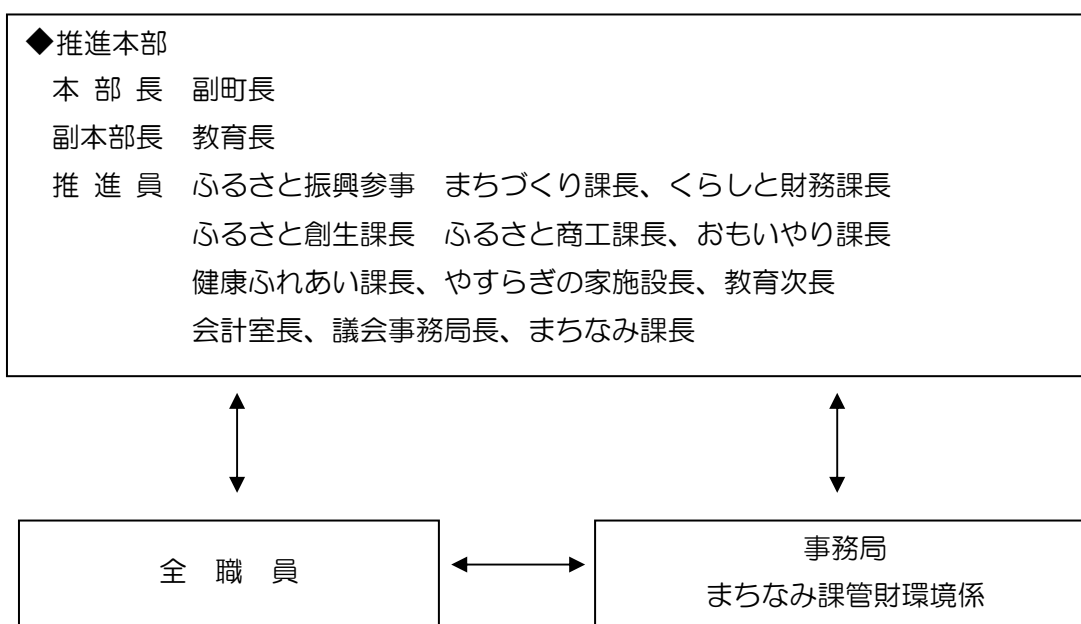
<p>統一省エネラベル</p> 	<p>経済産業省</p>	<p>テレビ、エアコン、 冷蔵庫に適用</p>	<p>省エネ法に基づき省エネ性能の評価やその位置づけを表示するもの。</p>
<p>自動車の燃料性能の評価</p> 	<p>国土交通省</p>	<p>自動車</p>	<p>自動車の燃料性能を示すマーク</p>
<p>低排出ガス車</p> 	<p>国土交通省</p>	<p>自動車</p>	<p>自動車の排出ガス低減レベルを示すマーク</p>

## 第4章 計画の推進

### 1 推進体制

1) 推進本部を設置し、全職員の連携の下、計画の着実な推進、進行管理を行います。

#### 推進体制組織図



### 2) 推進本部

- ① 副町長を本部長、教育長を副本部長とし、関係課長職員を推進員として組織し計画の見直し及び推進点検を行います。
- ② 推進員は、それぞれの課等の推進責任者として、「計画の趣旨」、「職員への周知徹底」、「計画の率先した実行」、「実践しやすい環境づくりに努める」、「計画の推進、進捗状況の把握」を行い、各課相互に連携し総合的な計画の推進を図ります。

### 3) 事務局

事務局を、まちなみ課管財環境係に置き、全体計画の進捗及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

### 4) 職員に対する啓発

職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に行うとともに、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人一人が地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行います。

## 2 計画の点検・評価・公表

1) 推進本部は、計画の推進状況を点検し、各年度の状況を取りまとめた結果を基に評価を行います。

### 2) 点検方法

取り組み及び、施設別にどれだけ温室効果ガスを排出したか点検します。

### 3) 点検結果の集約

取り組み及び、温室効果ガスの排出量を算出します。

### 4) 評価・見直し

取り組み及び、温室効果ガス総排出量を基準年度と比較し、その増減の原因等を分析するとともに、目標達成について考察し計画の推進方策の検討、計画を見直しなど必要な措置を行います。

### 5) 公表

計画の進捗状況及び点検・評価の結果について、町広報誌や町の公式ホームページなどを通して公表します。

職員に対しては、メール等で周知を行い、二酸化炭素の更なる削減を喚起します。



## 参考資料

### 1 温室効果ガス削減に向けたチェックシート

1) 各課は、毎年4月に、それぞれの取組状況を「温室効果ガス削減に向けたチェックシート」を用いて自己評価を行い、事務局へ報告するものとします。

点検方法は、各種取組内容ごとに採点するものとし、その取組状況が該当すると思われる評価の目安における点数を記入します。

#### 2) チェック方法

点数	評価の目安
5	毎日取り組み、温室効果ガス削減に貢献している（100%）
4	ほとんど取り組んでいる（70%以上）
3	半分程度取り組んでいる（50%以上）
2	ときどき取り組んでいる（30%以上）
1	ほとんど取り組めていない（10%以上）
0	全く取り組んでいない（0%）
—	取り組みが該当しない

#### 3) チェック対象期間

毎年度4月1日～翌年3月31日まで

#### 4) 報告について

参考資料1に定めるチェックシートと共に、別に定め燃料等使用量シートと共に、事務局の定める期間内に提出するものとする。

平成 年度 温室効果ガス削減に向けたチェックシート

課 係

削減項目	取組内容	評価欄
不必要な照明の消灯等	① 始業前や昼休みの消灯及び時間外勤務時の不必要箇所の消灯を行います。	
	② 勤務時間中であっても、晴天時などは照明の消灯を行います。	
	③ トイレ、ロッカー、給湯室などに利用者がいない場合は消灯します。	
	④ 効果的、計画的な事務処理に努め、時間外勤務の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。	
	⑤ 勤務終了後の早期退庁を奨励します。	
	⑥ 各職場の最終退庁者は照明の消灯を確認します。	
	⑦ 不必要な箇所は蛍光灯を間引きし、日中窓際の消灯を行います。	
	⑧ 室内照明や街灯などは LED 電球などの省電力照明への更新に努めます。	
OA 機器等の省電力	① OA 機器等長時間使用しないときは、電源を切るか節電モードにします。	
	② OA 機器等について退庁時及び長期不在時などはコンセントからプラグを抜き、待機消費電力を削減します。	
	③ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。	
	④ 電気製品を購入する際には、省エネタイプを購入します。	
施設の冷暖房・給湯	① 冷暖房については、気温や利用状況に応じ、適切な運転・温度設定を行います。	
	② 外気の導入、換気の奨励など、室内温度の調整を図ります。	
	③ 石油ストーブなどの暖房器具は使用終了時刻の 15 分前には切ります。	
	④ 夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを推進します。	
	⑤ ガスコンロや給湯器は、低温に設定し、沸かしすぎの防止に努め、長時間使用しないときはガス湯沸器の種火を消します。	
公用車燃料の使用量削減	① エコドライブの実践として、急発進、急加速、空ふかしをせず、安定走行、定速走行をします。	
	② 車両の適正な整備及び管理を行い、排気ガスの削減に努めます。	

	す。	
	③ 荷物の積み下ろし、待機時、車から離れるときはアイドリングストップを行います。	
	④ 暖機運転は必要最小限の時間とします。	
	⑤ 不要な荷物を積まないようにし、車の軽量化を図ります。	
	⑥ 走行ルートを事前に確認し、調整が可能な場合は乗り合わせなどに努め、無駄な走行をなくします。	
	⑦ 出張時には、可能な限り公共交通機関の利用に努めます。	
用紙類・事務用品	① コピー用紙等の用紙については、古紙配合率の高い用紙を購入します。	
	② 会議資料等の簡素化を図ります。	
	③ 送付文章の電子化並びに事務手続きの簡素化に努めます。	
	④ 庁内LAN、電子メール等の活用によりペーパーレス化を推進します。	
	⑤ ミスコピー防止のため、コピー機の使用前・使用後にはリセットボタンを押します。	
	⑥ コピーは安易な複写を避け、両面・縮小コピー、裏面使用コピーなどにより紙使用量の削減を行います。	
	⑦ パソコン作成文章は、印刷する前に画面上でのチェック、印刷プレビューでの確認を行い、印刷ミスをなくします。	
	⑧ 使用済ファイル、使用済み封筒等を再利用します。	
水道使用量の削減	① 毎月の使用量を把握し日常的に節水に努めます。	
	② トイレ用水の水量を適正に調整します。	
	③ 水漏れなどの定期点検を行います。	
施設の新築又は改築	① 施設の改修又は改築をするときは、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設を整備し、適正な管理に努めます。	
	② 施設の新築又は改築をするときは、自然エネルギーの有効利用、環境負荷の少ない設備の使用に努めます。	
町有林・公園の整備・保全・利用	① 豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保及び拡大を図ります。	
	② 都市公園等の緑地の管理・保全を適正に行います。	
	③ 豊かな森林資源の拡大のため、植樹運動を推進します。	
REDUCE(リデュース):ごみの発生抑制	① 使い捨て商品の使用を減らし、詰め替え可能な製品の使用に努めます。	
	② 製品の購入に当たっては、包装の簡略化を依頼し、レジ袋は辞退します。	
	③ 印刷物は必要最低限の部数を作成します。	

	④ 紙コップ、ペーパータオル、割り箸など使い捨てのものは極力使用しません。	
	⑤ 部品交換のできる製品、機能拡張性の高い製品等、長期間使用可能な製品の使用に努めます。	
REUSE(リユース)：再使用	① 備品類などが故障した場合、出来るだけ修理を行い再利用します。	
	② 不用品が出た場合は、廃棄する前に必要としている職場がないかメールなどにより確認します。	
	③ 公共工事では、廃棄物を再資源化した資材を積極的に使用します。	
RECYCLE(リサイクル)：再資源化	① 紙類、缶類、瓶類、ペットボトル、容器包装プラスチック等の分別を徹底します。	
	② リサイクルしやすい製品、エコマーク商品、再生品の購入に努めます。	
グリーン購入の推進	① 物品の調達にあたって、グリーン購入に配慮します。	

## 2 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（平成十年十月九日法律第百十七号）

（地方公共団体実行計画等）

第 20 条の 3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 ～7 略

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11 ～12 略

### 3 奈井江町地球温暖化対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 奈井江町地球温暖化防止対策実行計画の総合的かつ効率的な推進を図るため、奈井江町地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進点検。
- (3) 計画見直しの検討。
- (4) その他地球温暖化対策の推進上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び推進員をもって構成する。

2 本部長は、副町長をもって充て、副本部長は、教育長をもって充てる。

3 推進員は、関係各課の課長職から充てる。

4 事務局を、まちなみ課管財環境係とする。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、会議の議長となる。

2 本部長が必要と認めたときは、本部構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(推進員)

第5条 計画の進捗状況を点検・把握し、計画推進を図るものとする

(進捗状況の公表)

第6条 本部長は、毎年度、計画に基づく措置の実施の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。